

==◎福祉政策動向（速報）【全社協 政策委員会】2011. 8. 4（木）==

◆この速報は、政策委員会委員・幹事、都道府県・指定都市社会福祉協議会、関係部・所長・広報室員に配信しています。

◆新聞記事についての詳細をご覧になりたい場合は記事番号をご連絡ください。メールにてお送りします。

○社会福祉法人の新会計基準を制定～厚生労働省

7月27日、厚生労働省はこれまでの社会福祉法人会計ルールをあらため、社会福祉法に規定する財産目録、貸借対照表および収支計算書の作成にあたっての基準として「社会福祉会計基準」を新たに定めた。平成24年4月1日より会計基準が適用されるが、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間は、従来の会計処理によることができるものとしている。

◆現行基準からの主な変更点◆

- ①法人全体での資産、負債等の状況を把握できるようにするため、公益事業及び収益事業を含め、法人で一本の会計単位とする。
- ②施設・事業所毎の財務状況を明らかにするため、拠点区分を設ける。また、施設・事業所内で実施する福祉サービス毎の収支を明らかにするため、サービス区分を設ける。
- ③財務諸表の体系は、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び財産目録とした。
 - 1) 資金収支計算書は、支払資金の収入、支出の内容を明らかにするために作成し、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支に区分。
 - 2) 事業活動計算書は、法人の事業活動の成果を把握するために作成し、サービス活動増減の部、サービス活動外増減の部、特別増減の部及び繰越活動増減差額の部に区分。
- ④資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表については、事業区分、拠点区分の単位でも作成する。
- ⑤従来の明細書、別表を整理した上で、重要な資産及び負債等の状況を明確にするために、借入金、寄附金、積立金等についてその内容を明らかにする附属明細書を作成する。
- ⑥基本金の範囲を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄附金に限定し、4号基本金を廃止。

- ⑦引当金の範囲を徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限定し、その他引当金を廃止。
- ⑧財務情報の透明性を向上させるため、1年基準、時価会計、リース会計などの会計手法を導入。

「社会福祉法人新会計基準」通知等の詳細はこちら（全国経営協HP）⇒
<http://www.keieikyo.gr.jp/kaikei.html>

○「子ども手当」平成24年度に廃止へ

民主、自民、公明3党の幹事長・政調会長は4日午前、国会内で会談し、子ども手当の修正で正式に合意した。現行の中学生までの1人当たり月1万3000円の支給額を、「つなぎ法」の期限が切れる10月分から、3歳未満と3歳～小学生以下の第3子以降は1万5000円、3歳～小学生の第1、2子と中学生は1万円にそれぞれ変更。所得制限は2012年度から導入し、水準は年収960万円程度とした。ただ、所得制限の対象となる世帯も、年少扶養控除の廃止により大幅な負担増となっているため、軽減措置を検討する。

また、10月から半年間の対応について、政府が「子ども手当に関する特別措置法案」を今国会に提出して成立を図り、「子ども手当」の名称を存続させる。12年度以降については、特措法案の付則に「児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする」と明記。子ども手当を廃止して、自公政権時代の児童手当を復活させる。
(時事通信)

以上

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

T E L 03-3581-7889 z-seisaku@shakyo.or.jp